

家庭用省エネ機器購入支援事業(やまなし省エネ機器購入応援キャンペーン)
参加店舗募集要領(令和5年2月6日制定)

県では、光熱費の高騰に直面する家庭のエネルギーコストの削減を目的として、「家庭用省エネ機器購入支援事業」を実施します。

この要領では、本事業に参加する県内店舗の募集に当たり、必要な事項を定めます。

1 事業概要

事業主体	山梨県(担当:環境・エネルギー部環境・エネルギー政策課)
事業目的	省エネルギー機器の導入を支援することにより、光熱費の高騰に直面する家庭のエネルギーコストの削減を図る。
キャンペーン名称	やまなし省エネ機器購入支援キャンペーン
キャンペーン内容	実施期間中、対象店舗において対象製品を購入した者に対し、購入品目等に応じたポイント等を交付する。
対象者	山梨県内に居住する者(個人)
事業期間 ※ポイント等の交付状況等により期間を変更する場合がある。	【購入対象期間】 令和5年3月8日(水)から令和6年2月16日(金) ※この期間中に対象店舗から対象製品を購入した場合にポイント等交付の対象となる。 【ポイント等交換申請受付期間】 令和5年3月8日(水)から令和6年2月29日(木)
ポイント等交付の対象となる製品	別表1のとおり
ポイント等交付額	7億8600万円程度
ポイント等の額	・対象製品の品目・省エネ性能により県が設定する額を基本とする。 ・対象製品購入者は、次の条件のすべてに該当する場合、ポイント等の額が上記の2倍となる「ポイント2倍コース」に申請することができる。 ①「地域協力店」区分の店舗から対象製品を購入していること ②環境省の「うちエコ診断(WEB版)」を受診していること (ポイント等の額は別表2のとおり)
交付するポイント等の種類	(1)キャッシュレス決済サービスのポイント PayPay、QUOカードPay、Amazonギフト券、 楽天Edy、Ponta、nanaco、Apple Gift Card、 Google Playギフトコード、WAON、NET CASH、 au PAY、dポイント (2)商品券(Quoカード、JCBナイスギフト)

2 キャンペーン参加店舗となる要件について

- ・ キャンペーン参加店舗となるための登録申請を行うに当たっては、次のA-1からA-5の要件を満たす必要があります。
- ・ A-1からA-5の基本要件に加え、B-1からB-3の要件を満たす店舗については、登録申請において「地域協力店」の区分による登録を選択することができます。

<p>【基本要件】</p> <p>(A-1)山梨県内に所在する実店舗(営業所等を含む)であること。(EC店舗等は対象外とする。)</p> <p>(A-2)対象製品に省エネラベルを表示し、顧客に省エネ性能等について適切に案内をすること。</p> <p>(A-3)キャンペーンの実施に必要な手続(広報宣伝、消費者への説明、申請補助、助言等)を行うこと。</p> <p>(A-4)キャンペーンに関して不正が疑われる状況等を覚知した場合には、速やかに県に報告すること。</p> <p>(A-5)キャンペーンの実施に関連する法令、条例等(特定家庭用機器再商品化法等)を遵守す</p>
--

ること。

【地域協力店要件】

(B-1)本店が山梨県内に所在すること。

(B-2)顧客の生活環境等に応じた省エネ機器の選び方等について積極的にアドバイスを行うこと。

(B-3)顧客が、ポイント等申請に当たり環境省の「うちエコ診断(WEB版)」を受診する際、必要に応じてサポートを行うこと。

3 キャンペーンの実施に当たり、参加店舗が実施する事項等

参加店舗の要件に定めるほか、キャンペーンの実施に当たり、参加店舗では以下の事項を行っていただく必要があります。

【ポイント等の交付に関する手続き】

(1)購入対象期間中、自店において対象製品を購入した者に対して、以下の事項を実施してください。

- ・身分証の提示等により、購入者が山梨県民であることを確認する。
- ・購入者にキャンペーンチケットを配布する。
- ・当該購入に係る領収書又はレシートに押印する等の方法により、キャンペーンチケットを配布したことが確認できるようにする。

(2)ポイント等の交付申請は購入者本人が行うものとするが、購入者が申請に関してサポートを求めた場合は、店舗において適切に対応してください。

(3)キャンペーンチケット配布に係る購入製品の返品があった場合は、直ちにキャンペーン事務局に連絡し、対象者の住所・氏名及びキャンペーンチケットの番号を報告した上で、対象となる購入のレシート画像を提出してください。また、返品の際にはキャンペーンチケットも返還していただくようご案内ください。

【その他、キャンペーン参加店として必要な事項】

(1)参加店舗登録後に送付するキャンペーン用のチラシ、ポスター、ステッカーを来店者から見やすい場所に掲示する等、事業の周知にご協力ください。

(2)本事業の実施に係る苦情・紛争等が生じた場合は、自らその解決に努めるようにしてください。

4 キャンペーン参加店舗の登録申請方法について

(1)参加店舗登録申請の方法

店舗登録申請期間中に、インターネットの専用サイト上で申請してください。

<キャンペーン専用サイトURL> <https://yamanashi-shoene.jp>

(2)参加店舗申請期間

令和5年2月17日(金)から令和5年3月10日(金)まで

(3)登録・承認

登録申請のあった事業者について、県(キャンペーン事務局)の確認により適当と認められる場合は参加店舗として登録します。

(4)申請に当たっての注意事項

- ・この募集要項をよくお読みいただき、事業内容をよくご理解の上、登録申請を行ってください(やむを得ないと認められる場合を除き、店舗登録後の辞退はできません)。
- ・店舗登録申請は、インターネットによる手続きを原則とします。
- ・県内に複数店舗をもつ事業者についても、店舗ごとに登録申請を行ってください。(複数店舗分をまとめて申請することはできません。)

5 その他

- ・参加店舗登録後、キャンペーンの趣旨及び内容並びに参加店舗において行うべきこと等を

説明するマニュアルを送付しますので、熟読の上、内容について十分理解した上でキャンペーンに参加してください。また、不明点などがある場合は、下記コールセンターに問い合わせる等により、確実に疑問を解消するようにしてください。

- ・上記の専用サイトには、対象製品購入者向けのFAQ(よくある質問)を掲載しておりますので、適宜確認し、事業実施の参考としてください。

6 問い合わせ先(参加店舗向け)

本事業の実施や、参加店舗の募集に関する問い合わせは、下記コールセンターにおいて対応します。

【コールセンター電話番号】 050-5530-8872
【コールセンター対応時間】
令和5年2月17日(金)～令和6年2月29日(木)
午前10時から午後7時まで
(土、日、祝日を含む。ただし、令和5年12月29日～令和6年1月3日は除く。)

(別表1)ポイント等交付の対象となる製品

品目	対象製品要件※
エアコン	統一省エネラベル星3つ以上 ※旧統一省エネラベルの場合は星4つ以上
電気冷蔵庫	【容量350リットル以下】 統一省エネラベル星2つ以上 かつ 省エネ達成率100%以上 【容量351リットル以上450リットル以下】 統一省エネラベル星3つ以上 かつ 省エネ達成率100%以上 【容量451リットル以上】 統一省エネラベル星4つ以上 かつ 省エネ達成率100%以上
ガス温水機器	統一省エネラベル星3つ以上
LED照明器具	統一省エネラベル星4つ以上

※キャンペーンの対象となる製品は、上記の対象製品要件を満たし、かつ、資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト(<https://seihinjyoho.go.jp/>)に記載があるものです。

(別表2)ポイント等の額

区分	能力・サイズ	ポイント等の額	
		通常店	地域協力店※
エアコン	2.5kW未満	10,000	20,000
	2.5kW以上2.8kW未満	15,000	30,000
	2.8kW以上	20,000	40,000
電気冷蔵庫	350ℓ以下	5,000	10,000
	351ℓ以上450ℓ以下	15,000	30,000
	451ℓ以上	20,000	40,000
ガス温水機器	—	30,000	60,000
LED照明器具	—	3,000	3,000

※「うちエコ診断(WEB版)」の結果を提出した場合

**やまなし省エネ家電購入応援キャンペーン
加盟店舗申請書**

FAX 050-3730-8672
やまなし省エネ機器購入応援キャンペーン事務局 宛

	項目	必須	記入欄	
店舗情報	店舗名称	必須		
	店舗名称フリガナ	必須		
	店舗住所 郵便番号	必須		
	店舗住所 都道府県	必須		
	店舗住所 市区町村	必須		
	店舗住所 町名番地	必須		
	店舗住所 建物名等			
	店舗電話番号	必須		
	営業時間	必須		
	定休日	必須		
	店舗WEBサイトURL (ホームページがある場合に記入してください)			
	店舗規模 (どちらかに○をつけてください)	必須	1,000㎡未満	1,000㎡以上
担当者情報	担当者様所属部署名	必須		
	担当者様氏名	必須		
	担当者様氏名フリガナ	必須		
	担当者様電話番号	必須		
	担当者様メールアドレス	必須		
地域協力店	地域協力店になるかどうか (どちらかに○をつけてください)	必須	なります	なりません
	本店所在地 (地域協力店になられる場合のみどちらかに○をつけてください)	必須	上記店舗住所と同一である	上記店舗住所と同一ではない ※別紙に本店情報を必ずご記入ください
募集要項 誓約書	募集要項/誓約書への同意 (同意する場合○をつけてください) ※本事業へのご参加は募集要項/誓約書への同意が必須となります	必須	同意します	

やまなし省エネ家電購入応援キャンペーン
本店情報申請書

(※店舗情報と同一の場合は記入不要です)

	項目	必須	記入欄
本店情報	本店名称	必須	
	本店名称フリガナ	必須	
	本店住所 郵便番号	必須	
	本店住所 都道府県	必須	
	本店住所 市区町村	必須	
	本店住所 町名番地	必須	
	本店住所 建物名等		
	本店電話番号	必須	
	本店WEBサイトURL (ホームページがある場合に記入してください)		

記入例

	項目	必須	記入欄	
店舗情報	店舗名称	必須	山梨電機店	
	店舗名称フリガナ	必須	ヤマナシデンキテン	
	店舗住所 郵便番号	必須	401-0201	
	店舗住所 都道府県	必須	山梨県	
	店舗住所 市区町村	必須	上野原市	
	店舗住所 町名番地	必須	秋山〇〇-〇〇	
	店舗住所 建物名等		山梨ビル1F	
	店舗電話番号	必須	0554-00-0000	
	営業時間	必須	10:00 ~ 20:00	
	定休日	必須	第1・第3木曜日	
	店舗WEBサイトURL (ホームページがある場合に記入してください)		https://www.ooooooo.jp	
	店舗規模	必須	<input checked="" type="radio"/> 1,000㎡未満	<input type="radio"/> 1,000㎡以上
担当者情報	担当者様所属部署名	必須	販売部 (部署名がない場合はなしとご記入ください)	
	担当者様氏名	必須	山梨 太郎	
	担当者様氏名フリガナ	必須	ヤマナシ タロウ	
	担当者様電話番号	必須	090-0000-0000 (固定電話でも可)	
	担当者様メールアドレス	必須	ooooo.ooooo@oooo.oooo.jp	
地域協力店	地域協力店になるかどうか (どちらかに○をつけてください)	必須	<input checked="" type="radio"/> なります	<input type="radio"/> なりません
	本店所在地について (地域協力店になられる場合のみどちらかに○をつけてください)		<input type="radio"/> 上記店舗住所と同一である	<input checked="" type="radio"/> 上記店舗住所と同一ではない ※別紙に本店情報を必ずご記入ください
募集要項	募集要項への同意 (同意する場合○をつけてください) ※本事業へのご参加は募集要項への同意が必須となります	必須	<input checked="" type="radio"/> 同意します	

項目	内容
FAX送付先	FAX 050-3730-8672 やまなし省エネ機器購入応援キャンペーン事務局 宛
担当者情報について	審査を進めるにあたり、確認事項がある場合にご連絡をさせていただきご連絡先となります。
地域加盟店について	<p>以下条件を満たす店舗を地域協力店とし、消費者への付与ポイントを倍とします。 ただし、LED照明器具においては対象外となります。</p> <p>(1) 本店が山梨県内に所在すること。 (2) 顧客の生活環境等に応じた家電製品の選び方等について積極的にアドバイスを行うこと。 (3) 顧客が、ポイント等申請に当たり環境省の「うちエコ診断WEB版」を受診する際、必要に応じてサポートを行うこと。</p>

(家庭用省エネ機器購入支援事業 店舗登録申請用)

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

誓 約 書

私は、家庭用省エネ機器購入支援事業参加店舗募集要領（以下「募集要領」）に基づき参加登録申請を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 私は、募集要領に記載の内容を十分に理解し、本申請を行います。
- 2 本申請に当たり、申請内容及び添付書類に虚偽はありません。
- 3 本申請に係る店舗は、山梨県暴力団排除条例（平成22年山梨県条例第35号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者とは関係がありません。
- 4 家庭用省エネ機器購入支援事業の参加店として登録された場合は、募集要領に記載の内容に従うほか、以下の事項を遵守します。
 - (1) やむを得ない事情による場合を除き、参加申請の取下げ又は店舗登録削除の申し出等を行いません。
 - (2) 店舗の名称、所在地、電話番号等の事業実施に当たり必要となる情報の公開について同意します。
 - (3) 事業の対象期間中に対象商品を販売した場合は、購入者に対して必ずキャンペーンチケットを配布します。
 - (4) (3)に掲げる場合以外のいかなる場合においても、キャンペーンチケットの配布等を行いません。
 - (5) キャンペーンチケットを正規の使用目的以外では使用しません。
 - (6) キャンペーンチケットの配布に係る製品の返品があった場合は、直ちにキャンペーン事務局に報告します。
 - (7) 本事業の実施に係る苦情、紛争等が生じた場合は、自らその解決に努めます。
 - (8) 本事業の実施に当たり、山梨県又はキャンペーン事務局からの改善要請等があった場合は、それに従います。
 - (9) 本誓約書の内容に反する事実が明らかになった場合は、参加店舗登録取消等の対応について異議を申し立てません。